

# 【令和元年10月1日】年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書(※)の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

## 対象となる人

### ■ 老齢基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上である。
- 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている。
- 前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である。

### ■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件を満たしている必要があります。

- 前年の所得額が約462万円以下である。



## 請求手続き

### ① 平成31年4月1日以前から年金を受給している人

対象となる人には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)(※)を記入し日本年金機構へ提出して下さい。

### ② 平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた人

年金請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをして下さい。

## 詐欺に注意!

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めめることはありませんので、不審な電話や案内にご注意下さい。

制度など詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせ下さい。

<p>168-8505 東京都杉並区高井戸西 XX-XX-X</p> <p>年金 太郎 様</p> <p>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX</p>	<p>対象者の照会番号 123456789012</p> <p>令和元年12月支払いのため 令和元年10月18日 までに届くよう投函してください</p> <p>上記より遅れてご提出の場合は、お支払いが令和2年2月以降となります。</p>	<p><b>年金生活者支援給付金請求書</b></p> <p>年金生活者支援給付金を請求いたします。</p> <p>提出日 令和 年 月 日</p> <p>フリガナ XXXX XXXX 電話番号</p> <p>氏名</p> <p>照会番号 12345678901 生年月日 XX99年99月99日 種別コード 1</p> <p>※上記の太枠内を必ずご記入ください。</p> <p>○日本年金機構では、請求者ご本人やご家族(世帯員)の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。(所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。)</p> <p>1908 1018 013 A</p>			
<p>郵便はがき</p> <p>〒330-9690</p> <p>さいたま新都心郵便局留</p> <p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西5-24</p> <p>日本年金機構 行</p> <p>カスタマハバーコード</p> <p>住所 氏名</p> <p>差出人</p>	<p>このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者を支援する給付金を受け取るための請求書です。</p> <p>年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。</p> <p>年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。</p> <p>●請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額(月額)は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>年金生活者支援給付金見込額(月額)</td> <td>X,XXX 円</td> </tr> <tr> <td>給付金種別</td> <td>老齢 年金生活者支援給付金</td> </tr> </table> <p>※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額(月額)と異なる場合があります。</p> <p>※見込額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。</p> <p>ご記入の際は、<b>同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」</b>をご覧ください</p>	年金生活者支援給付金見込額(月額)	X,XXX 円	給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金
年金生活者支援給付金見込額(月額)	X,XXX 円				
給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金				

## ■ お問い合わせ

給付金ダイヤル ☎ 0570-05-4092  
ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165